



群馬労働局の取組 トピックス

(働き方改革推進支援助成金)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

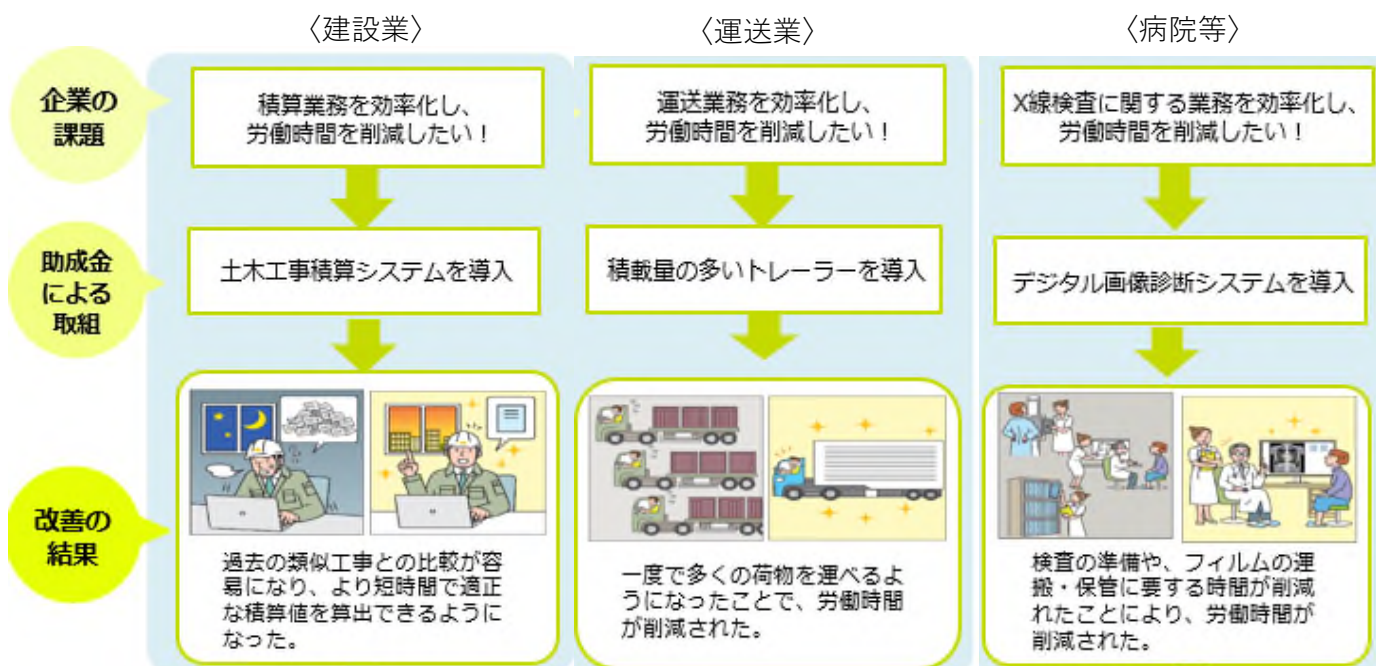
① 働き方改革推進支援助成金のコース名・内容等が一部リニューアル!

～「業種別課題対応コース」(旧「適用猶予業種等対応コース」)～

令和6年4月1日に、建設業、運送業、病院等にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。生産性を向上させ、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆様を支援するために、「適用猶予業種等対応コース」を名称変更し、「**業種別課題対応コース**」としてリニューアルしました。

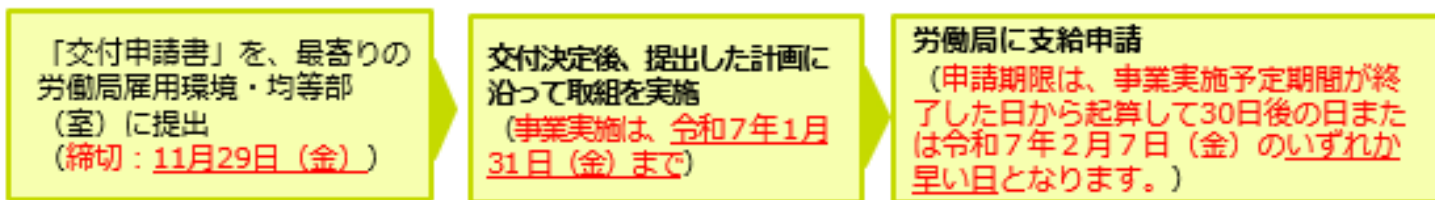
【業種別課題対応コース】

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

【①労働時間短縮・年休促進支援コース】

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額（※賃上げ加算制度あり）
以下のいずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：200万円（月80H超→月60～80H：100万円、月60～80H→月60H以下：150万円） ②25万円 ③25万円 合計250万円

【②勤務間インターバル導入コース】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額（※賃上げ加算制度あり）
新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円

※賃上げ加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に30万円～最大300万円加算（5%以上：48万円～最大480万円加算。常時使用する労働者数が30人を超える場合は加算額1/2）。

①、②の助成対象となる取組（労働時間短縮や生産性向上に向けた取組）

- ▶就業規則の作成・変更
- ▶労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）
- ▶外部専門家によるコンサルティング
- ▶労務管理用機器等の導入・更新
- ▶労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
- ▶人材確保に向けた取組 等

※助成率は、費用の3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成）

【③団体推進コース】

傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成します。

成果目標	助成上限額
事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上） 上限額：1,000万円

③の助成対象となる取組

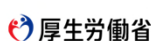
- ▶市場調査
- ▶新ビジネスモデルの開発、実験
- ▶好事例の周知、普及啓発
- ▶セミナーの開催
- ▶巡回指導、相談窓口の設置等

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、厚生労働省のホームページから検索できます。

働き方改革推進支援助成金

検索

▶▶お問い合わせは、群馬労働局雇用環境・均等室（電話 027-896-4739）まで◀◀



群馬労働局 雇用環境・均等室